

第2章 勧告

第1 概説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる（設置法第19条第1項）。

勧告内容を類型的に区分すると、

- (1) 証券会社等において、法令違反等が把握された場合に、行政処分等を求める勧告
 - (2) 証券業協会、証券取引所等の自主規制機関において、証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が権限を行使せずその他必要な措置を怠っていることが把握された場合に、自主規制機関自体の処分を求める勧告
 - (3) 証券会社、証券業務の認可を受けた金融機関等の法令違反等に対して、自主規制機関が必要な処分等を行っていない場合に、自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告
- などが挙げられる。

監視委員会から勧告を受けた大蔵大臣は、これを尊重しなければならず（設置法第19条第2項），また、監視委員会は、大蔵大臣に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（設置法第19条第3項）。

監視委員会から行政処分を求める勧告を受けた大蔵大臣は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には業務停止等の行政処分を命じることとなる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分を含めた外務員の登録に關

する事務については、大蔵大臣から日本証券業協会に委任されていることから、日本証券業協会は、勧告に基づく大蔵省からの通知を受け、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を命じることとなる。

第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

1 概 要

監視委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査の結果に基づき、大蔵大臣に対し、重大な法令違反等の事実が認められた証券会社の役員及び使用人について、行政処分等を求める勧告を5件行った。勧告に基づく処分の対象となったのは、会社数で5社、役員及び使用人の数で6人である。

各事案の内容は、後述のとおりであるが、勧告の対象となった法令違反等の行為者別・内容別の事実関係及び日本証券業協会が行った処分の概要は、以下のとおりである。

○ 役員及び使用人の法令違反行為

① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第50条第1項第3号違反〕

イ A証券会社本店第二営業部の歩合外務員は、平成4年1月から6年3月までの間、自己の手数料収入の増加を目的として、複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、また、他の複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るもの、価格について顧客の個

別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。 (後記2〔事案1〕参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（3か月間）

ロ D証券会社 b支店の歩合外務員は、平成4年11月から6年6月までの間、旧知であった特定顧客より投資経験等が浅いことから取引の相談を受け、当該顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨の契約を締結し、当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。 (後記2〔事案4〕参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1か月間）

ハ E証券会社本店営業部長は、平成4年3月から6年3月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき当該顧客の勤務の都合により取引の連絡が取りにくいことから、売買の別及び銘柄については個別の取引ごとの同意を得るもの、数及び価格については、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで取引を受託、執行する旨多数回にわたり契約を締結し、それぞれ当該顧客からの一任に基づき自らの判断で取引を行った。 (後記2〔事案5〕参照)

(処分の概要)

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1か月間）

② 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引〔旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号及び証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号違反〕

イ B証券会社 a 営業所営業課の歩合外務員は、平成2年11月から6年5月までの間、利益の追求及び営業成績の向上を図るため、義父名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約330回、売買株数約90万株）にわたって行った。

（後記2〔事案2〕参照）

（処分の概要）

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1か月間）

ロ C証券会社本店資産相談部の歩合外務員は、昭和56年10月から平成6年6月までの間において、投機的利益の追求及び手数料の実績作りを図るため、義弟名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買を多数回（売買回数約850回、売買株数約880万株）にわたって行った。

（後記2〔事案3〕参照）

（処分の概要）

・使用人に対する処分 外務員の職務の停止（1か月間）

ハ E証券会社の常務取締役は、平成3年2月から6年3月までの間、自己の資産運用を図るため、友人名義の口座を使用して、自己の計算に基づく信用取引等による株式の売買及び株価指数先物取引を多数回（株式：売買回数約250回・売買株数約450万株、株価指数先物取引：売買回数約10回・売買数量約100枚）にわたって行った。 （後記2〔事案5〕参照）

(処分の概要)

- ・役員に対する処分 外務員の職務の停止（2か月間）

(注) 検査の結果に基づく勧告は、一つの証券会社に対する検査において、複数の法令違反等の行為が認められた場合には、まとめて1件として勧告しているため、勧告の実施件数と法令違反等の行為の内容別件数は合計が一致していない。

2 勧告の内容及び勧告に基づいて執られた措置の内容

監視委員会が行った勧告の内容及び勧告に基づいて執られた措置の内容を個別に示すと、以下のとおりである。

(1) 検査の結果に基づく勧告〔事案1〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等（財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）がA証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年9月19日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

本店第二営業部歩合外務員は、平成4年1月から6年3月までの間、複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、また、他の複数の顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数については顧客の同意を得るもの、価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

当該歩合外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為及び株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができること

とを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年12月20日、A証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成6年9月22日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の本店第二営業部歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年11月25日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12月7日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる内容とする契約を締結する行為及び株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年12月9日から7年3

月 8 日までの 3 か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(2) 検査の結果に基づく勧告〔事案 2〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等が B 証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成 6 年 10 月 14 日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

a 営業所営業課歩合外務員は、平成 2 年 11 月から 6 年 5 月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該歩合外務員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該歩合外務員が行った上記取引のうち、平成 3 年 12 月 31 日以前に行われた取引は、旧証取法第 50 条第 1 項第 5 号に基づく旧健全性省令第 1 条第 5 号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、平成 4 年 1 月 1 日以降に行われた取引は、証取法第 50 条第 1 項第 6 号に基づく健全性省令第 2 条第 5 号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成 7 年 1 月 27 日、B 証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 6 年 10 月 24 日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の a 営業所営業課歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成 6 年 12 月 9 日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12 月 27 日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証取法第 50 条第 1 項第 6 号に基づく健全性省令第 2 条第 5 号（平成 3 年 12 月 31 日以前の売買は、旧証取法第 50 条第 1 項第 5 号に基づく旧健全性省令第 1 条第 5 号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証取法第 64 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 6 年 12 月 29 日から 7 年 1 月 28 日までの 1 か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(3) 検査の結果に基づく勧告〔事案3〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がC証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年10月14日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

本店資産相談部歩合外務員は、昭和56年10月から平成6年6月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該歩合外務員が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該歩合外務員が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、平成4年1月1日以降に行われた取引は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年12月20日、C証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 6 年10月25日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の本店資産相談部歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成 6 年11月25日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12月 7 日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号（平成3年12月31日以前の売買は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成 6 年12月 9 日から 7 年 1 月 8 日までの 1 か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(4) 検査の結果に基づく勧告〔事案 4 〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がD証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の使用人に係る法令違反の事実が認められたの

で、平成6年10月14日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

b支店歩合外務員は、平成4年11月から6年6月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができるものとの契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

当該歩合外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

② 勧告に基づいて執られた措置の内容

平成6年12月20日、D証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

(1) 平成6年10月24日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社のb支店歩合外務員について、適切な措置を講ずるよう通知した。

(2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成6年11

月25日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、12月7日付で、前記の者について外務員の職務停止を命じた。

当該証券会社外務員が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3第1項の規定に基づき、平成6年12月9日から7年1月8日までの1か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。

(5) 検査の結果に基づく勧告〔事案5〕

① 監視委員会の行った勧告の内容

監視委員会は、財務局長等がE証券株式会社を検査した結果、当該証券会社の役員及び使用人に係る法令違反の事実が認められたので、平成6年10月28日、大蔵大臣に対して適切な措置を講ずるよう勧告した。

勧告において指摘した事実関係は、以下のとおりである。

1 取引一任勘定取引の契約の締結

本店営業部長は、平成4年3月から6年3月までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るもの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることが

できる旨の契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した。

当該営業部長が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

2 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

常務取締役は、平成3年2月から6年3月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

当該常務取締役が行ったこれらの取引は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められる。

当該常務取締役が行った上記取引のうち、平成3年12月31日以前に行われた取引は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

また、平成4年1月1日以降に行われた取引は、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められる。

② 勘告に基づいて執られた措置の内容

平成7年3月14日、E証券株式会社に対して以下のような措置を執った旨、大蔵大臣より報告があった。

○ 外務員に対する処分

- (1) 平成 6 年11月15日付をもって日本証券業協会会長に対し、貴委員会より法令違反の事実が認められるとして勧告された当該証券会社の常務取締役及び本店営業部長について、適切な措置を講ずるよう通知した。
- (2) 日本証券業協会は、大蔵省からの通知を受け、平成 7 年 2 月13日に、貴委員会が認定した事実に基づき当該証券会社に対し聴聞を行った結果、次のとおり行政処分を相当とする法令違反が認められたので、2 月23日付で、前記の 2 名について外務員の職務停止を命じた。
- ① 当該証券会社外務員（本店営業部長）が行った、株式の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができる内容とする契約を締結する行為は、証取法第50条第1項第3号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められたので、証取法第64条の3 第1項の規定に基づき、平成 7 年 2 月27日から 3 月26日までの1か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。
- ② 当該証券会社外務員（常務取締役）が行った、顧客の口座を使用して自己の計算に基づく株式の多数回にわたる売買は、もっぱら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買と認められ、証取法第50条第1項第6号に基づく健全性省令第2条第5号（平成 3 年12月31日以前の売買は、旧証取法第50条第1項第5号に基づく旧健全性省令第1条第5号）に規定する「投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買」に該当すると認められたので、証取法第64条の3 第1項の規定に基づき、平成 7 年 2 月27日から 4 月26日までの 2 か月間、当該外務員の職務の停止を命じた。